内閣府

消費者庁長官に採用する
任期は平成二十四年八月十日までとする
　消費者庁長官　内田　俊一
辞職を承認する（以上八月十一日）

国家公安委員会

（警察庁長官官房付）警視長　樹下　尚
岩手県警察本部長を命ずる
（同）同　岸本　吉生
愛媛県警察本部長を命ずる（以上八月十日）

警察庁

（警察庁刑事局組織犯罪対策部企画分析課長）警視長　安森　智司
警視監に任命する
警察大学校警察政策研究センター所長を命ずる
（岩手県警察本部長）同　保住　正保
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官付）同　保住　正保
経済産業省に出向させる
（警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官）同　鶴谷　明憲
警察庁刑事局組織犯罪対策部企画分析課長を命ずる
（愛媛県警察本部長）同　牛嶋　正人
警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官を命ずる
（警察庁長官官房付）同　福田　正信
警察大学校生活安全教養部長兼教授を命ずる（以上八月十日）

金融庁

内閣府事務官に任命する
総務企画局参事官を命ずる（八月十日）
　早崎　保浩

消費者庁

（内閣府大臣官房）内閣府事務官　田邊　靖夫
消費者情報課長に転任させる
（国土交通省大臣官房参事官（国際建設市場）)国土交通事務官　林　俊行
内閣府事務官（地方協力課長）に転任させる
（消費者情報課長）内閣府事務官　川辺英一郎
内閣府に出向させる（以上八月十日）
（内閣府政策統括官（共生社会政策担当））内閣府事務官　松田　敏明
消費者庁次長に転任させる
（消費者庁次長）同　田中　孝文
辞職を承認する（以上八月十一日）

法務省

法務事務官　須賀　正広
平成二十二年司法試験（新司法試験）考査委員に併任する
併任の期間は平成二十二年十月三十一日までとする
外務事務官　千葉　明
平成二十二年司法試験（新司法試験）考査委員の併任を解除する（以上八月九日）

最高裁判所

判事　青柳　勤
東京地方裁判所判事に補する
最高裁判所裁判所調査官に充てる
最高裁判所上席調査官を命ずる
　横浜地方裁判所判事補　森屋　和子
奈良地方裁判所判事補に補する
兼ねて奈良家庭裁判所判事補に補する
　簡易裁判所判事　森屋　和子
奈良簡易裁判所判事に補する（以上八月十日）

岩手県

○人事委員会委員再任
　及川卓美委員は、七月十九日再任された。
○公安委員会委員再任
　藤原博委員は、七月二十六日再任された。

三重県

○公安委員会委員任命
　水谷令子委員は、七月二十八日任期満了し、同月二十九日次の者が任命された。
　公安委員会委員　田中　彩子
○人事委員会委員再任
　飯田俊司委員は、七月三十日再任された。
○収用委員会委員任命
　降簱道男委員は、八月三日任期満了し、同月四日次の者が任命された。
　収用委員会委員　室木　徹亮
○収用委員会委員再任
　北岡雅之委員及び浦川拓也委員は、八月四日再任された。
○収用委員会予備委員任命
　室木徹亮予備委員は、八月三日任期満了し、同月四日次の者が任命された。
　収用委員会予備委員　西川　源誌
○収用委員会予備委員再任
　森智予備委員は、八月四日再任された。

鹿児島県

○収用委員会委員任命
　柳元丘委員は、七月二十六日任期満了し、同月二十七日次の者が任命された。
　収用委員会委員　林川　信行
○収用委員会委員再任
　染川周郎委員は、七月二十七日再任された。
○公安委員会委員任命
　尾前喜八郎委員は、七月二十六日任期満了し、同月二十七日次の者が任命された。
　公安委員会委員　豊島　忍
○人事委員会委員再任
　渡邉勝三委員は、七月三十日再任された。

静岡市

辞職　新旧
　財政局長　（財政局長）　諸戸　修二（七月二十二日）
　（総務事務官）　中井　幹晴（七月二十三日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、八月十一日午前九時四十三分御出門、オルセー美術館展二〇一〇「ポスト印象派」を御覧のため、国立新美術館（港区）へ行啓、同十時四十分還啓になった。

御見舞電報

天皇陛下は、パキスタン国で発生した水害につき、八月十二日同国大統領閣下へ御見舞電報を発せられた。
　天皇陛下は、中華人民共和国で発生した土石流被害につき、八月十二日同国主席閣下へ御見舞電報を発せられた。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第14号

人事院は、人事院規則2－4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、平成12年人事院公示第4号の一部改正に関し、次のとおり決定した。
　平成22年8月16日
　人事院総裁　江利川　毅

1　第2項第2号中(2)の次に（2の2）として次のように加える。
（2の2）　第7条第6号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。
　第2項第2号(3)中「第7条第6号」を「第7条第7号」に改める。
　第2項第3号を次のように改める。
三　人事院規則21－1（交流基準）に規定する次に掲げる事項
(1)　第2条第2項第1号の規定に基づき、人事院が定めることとされている処分等について定めること。
(2)　第2条第2項第3号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官職について定めること。
(3)　第2条第2項第5号の規定に基づき、人事院が定めることとされている組織について定めること。
(4)　第7条の2の規定に基づき、人事院が定めることとされている処分等及び場合について定めること。
(5)　第9条第1項の規定に基づき、人事院が定めることとされている部局等について定めること。
2　この決定による改正は、平成22年8月16日から効力を発生する。

法務

公証人任免

福岡法務局所属公証人坂本安正は願により公証人を免ぜられた。(八月七日)(法務省)